

## 半導体理解促進事業業務委託企画提案競技実施要領

### 1 目的

半導体理解促進事業業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるもの。

### 2 委託の内容

半導体理解促進事業業務委託仕様書による。

### 3 契約上限額

6, 476, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

### 4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### 5 参加資格要件

- (1) 民間企業、個人事業主、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力（現金出納簿等の会計関係帳簿類や労働者名簿、賃金台帳等の労働関係帳簿が整備されていること。）を有するものであること。
- (2) 宮崎県に本店又は営業所を置く者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。

### 6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

## 7 スケジュール

(1) 実施公告	令和6年7月 2日 (火)
(2) 質問受付期限	令和6年7月12日 (金) 午後5時まで
(3) 企画提案競技参加申込書の提出期限	令和6年7月12日 (金) 午後5時まで
(4) 企画書等の提出期限	令和6年7月18日 (木) 午後5時まで
(5) 審査 (書類審査)	令和6年7月19日 (金)
(6) 審査結果の通知	令和6年7月24日 (水) まで
(7) 契約締結、委託業務開始	令和6年7月29日 (月)
(8) 委託業務完了	令和7年3月31日 (月)

## 8 企画提案競技の方法

### (1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書 (別紙1) を提出すること。

#### ① 提出先

下記12を参照

#### ② 提出期限

令和6年7月12日 (金) 午後5時まで

#### ③ 提出方法

電子メール

(提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。)

### (2) 企画提案書の提出

#### ① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

#### ② 提出書類

##### ア 企画書 (5部)

- ・ 提出する企画案は1案のみとする。
- ・ 書式はA4判 (一部A3判を折り曲げて可) とし、ページ番号を挿入する。

##### イ 見積書 (原本1部、写し4部)

- ・ 業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。

##### ウ 誓約書 (1部)

- ・ 別紙2により提出すること。

##### エ 納税証明書 (未納がないことの証明、個人県民税及び地方消費税を除く)

- ・ 事業所所在地の県税・総務事務所で取得する。

##### オ 申込者の概要がわかる資料 (パンフレット等)

③ 提出先

下記 1 2 を参照

④ 提出期限

令和 6 年 7 月 1 8 日（木）午後 5 時

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(3) 審査（書類審査）

日 程：令和 6 年 7 月 1 9 日（金）

(4) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙 3）を提出すること。

① 提出先

下記 1 2 を参照

② 提出期限

令和 6 年 7 月 1 2 日（金）午後 5 時

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(5) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

① 全体構成

- ・事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか
- ・業務委託仕様書を踏まえた内容で、業務目的が達成される企画となっているか
- ・計画的な業務スケジュールとなっているか

② 効果的な事業の実施

- ・効果的なセミナーとなるように、開催の時期が設定されているか
- ・開催を予定する会場はセミナーを開催するために適切な広さや収容人数をそなえているか
- ・セミナーを開催するための必要備品や教材の調達が可能な計画となっているか
- ・参加者の受付、会場整理等当日の円滑な会場運営が可能な人員を確保されているか
- ・セミナー実施時の広報活動に関しては、みやぎき半導体関連人材育成等コンソーシアムの取り組みを広報する提案となっているか

- ・参加申込受付や問い合わせに対して、円滑に対応する人員が確保されているか
- ③ 実施体制の妥当性
  - ・責任者や担当者の配置など、事業の運営体制は適切か。
- ④ 経済性
  - ・提案された業務規模に対して経費見積りは妥当か
  - ・経費の節減が図られているか
- (6) 選定方法
  - 複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。
- (7) 審査の通知
  - 令和6年7月24日(水)までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。
- (8) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。
  - ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
  - ② 提案書を期限までに提出しないとき
  - ③ 提案書の内容が、公示した様式又は条件に明らかに適合しないとき
  - ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
  - ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
  - ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき
- (9) (8)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

## 9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

## 10 契約保証金

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

## 11 その他

- (1) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。

## 12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担当 宮崎県 商工観光労働部 企業振興課 工業・情報産業振興担当  
(担当：川野 和彦)
- (3) 連絡先 電話番号：0985-26-7095  
メールアドレス：kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp